

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



1 工事概要

- (1) 工事名 00140屋上防水工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

・概要：00140建物の屋上防水工事

- (4) 工期 契約締結日 ～令和9年3月31日
- (5) 本工事は、工事内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式 C～D級」、「塗装 B～C級」又は「防水 B～C級」の格付を受け、原則として南関東防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (7) 情報保全にかかる履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

- (1) 担当部隊等
〒432-8551 静岡県浜松市中央区西山町無番地
航空自衛隊第1航空団（浜松基地）会計隊契約班（小島（こじま））
TEL 053-472-1111（内線3770）
FAX 053-472-7735
- (2) 入札説明書等の交付
ア 令和8年7月10日 から 令和8年7月28日 まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで。
イ 交付場所
（1）に同じ
ウ 交付書類
入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの
エ 交付方法
手交
なお、公告とともに公示している場合は、浜松基地ホームページの調達情報から入手可能である。

- (3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等
 - ア 提出期限
令和8年7月28日 午後5時00分
 - イ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
- (4) 入札書等の提出期限等
 - ア 提出期限
令和8年8月19日 午後5時00分
 - イ 工事費内訳明細書
工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。
 - ウ 提出方法
持参又は郵送等
- (5) 開札の場所及び日時
 - ア 日時
令和8年8月26日 午前10時00分
 - イ 場所
浜松基地会計隊入札室

※ 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第7項第1号に示すもの）又はその写しを提出する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とするところがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（調査基準価格）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 適用する条項
本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）を適用する。
- (10) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
3（1）に同じ
- (12) 競争参加資格の級別の格付けを受けていない者の参加
2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者も3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付けを受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は入札説明書による。

工事一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設工事6-9

1 適用範囲

(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における部隊発注工事（国有財産管理に限る。）について適用する。

(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において施工し、全ての設計図書は相互に補完する。

(3) 工事特記仕様書及び図面に記載されている事項のうち、本仕様書と相違がある場合は、工事特記仕様書及び図面による。

2 一般事項

(1) 工事内容は全て本仕様書、図面、引用図書に基づき施工し、その施工に対する監督官の指示に従う。

(2) 引用図書及び各種関連法規等は、各省庁及び静岡県市町村条例等の最新のものを適用し、契約対象となるものは全て適用する。

(3) 工事特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合若しくは、工事特記仕様書及び図面に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。

(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。

(5) 設計図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。

(6) 工事写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。

(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

工事特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 工事関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。
なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 工事に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、工事特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、０８時１５分～１７時００分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、ＩＣ型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

工事関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本工事以外は使用目的としない。

7 提出書類

工事特記仕様書による。

工事特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和8年6月10日
	仕様書番号	施設工事8-5
1 件名 00140屋上防水工事 2 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、00140屋上防水工事について適用する。 なお、本工事に必要な一般事項は、工事一般仕様書による。 3 工事場所 航空自衛隊浜松基地 4 工事期間：契約締結日～令和9年3月31日 5 工事概要 本工事は、00140の屋上防水工事を実施する。 建築工事・・・・・・・・一式 6 工事内容 (1) 図番1／4～図番4／4のとおり。 (2) 特記事項 ア 共通 (ア) 各資材の種類は、各JIS及びJAS規格に基づくものとする。 (イ) ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 (ウ) グリーン購入法に基づき、環境負荷を低減できる材料選定に努める。 (エ) 各資材の色については、監督官と協議の上、決定する。 (オ) 既存の備品等の移動は、官側で実施するものとする。 イ 仮設工事 (ア) 昇降足場は、くさび緊結式足場（手すり先行方式）を基準とし、危険防護措置として防護シート等を設置する。 (イ) 工事対象以外の部位に損傷を与えることのないよう、適切な方法及び材料を用いて養生する。 (ウ) 工事完成までに、施工場所の清掃を行う。 ウ 撤去工事 (ア) 屋上防水層（基礎廻り）の既存アスファルト防水層を撤去する。撤去は、下地コンクリートを損傷させないように行う。また、立ち上がり部の末端が防水押え金物で固定されている場合は、留め付け用のビスが残らないように取り除く。 (イ) 既存ルーフトレンを撤去する。 (ウ) 防水層端部のシーリング材を撤去する。ただし、バックアップ材は撤去しない。 エ 防水工事 (ア) 既存防水層の表面は、ゴミ等の異物を取り除く等の処置を行う。 (イ) 既存防水層の損傷箇所、継目等の剥離箇所又は浮き部分等は、切開し加熱した後に貼り合わせる。 (ウ) 防水層撤去後、下地欠損部については、モルタル等で平滑に補修する。 (エ) 平場、立上り部及び側溝部は、2成分反応型アクリルゴム屋根塗膜防水を基準とする。平場、立上り部及び側溝部はカバー工法とし、それぞれの場所の施工に適した材料を使用すること。		

- (オ) 防水材固形分については75%以上とする。
- (カ) シーリング材の種類は、変成シリコン系（MS-2）とする。

エ 金属工事

- (ア) 改修用ドレンの種類は、製造所の仕様による。
- (イ) 脱気筒の種類は、製造所の仕様による。
- (3) 本仕様書に記載なき事項であっても、施工上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において施工するものとする。

7 検査等

(1) 中間確認

不可視となる埋戻しの前等、施工上の重要な変化点等において設計図書との整合を確認する必要がある場合は、工事の施工途中で検査官の確認を受ける。

(2) 部分使用確認

工事目的物の全部または一部の完成前に、工事等完成（完了）前使用申請があった場合は、主任監督官（幹部）による、一時使用についての部分使用確認を受ける。

なお、完成検査前の一時使用期間に、発注者側の過失による汚損及び破損等があった場合は、発注者側が責任を負うものとする。

(3) 完成検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

- (ア) 工事特記仕様書及び図面に示す工事の全てが完了していること。
- (イ) 工事特記仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。
- (ウ) 是正等があった場合、その全ての是正等が完了していること。
- (エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

8 その他

- (1) 仮設材及び材料等の置き場は監督官の指示する場所とし、保安用品等で安全対策を実施する。
- (2) 工事に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で現状に復する。
- (3) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。
- (4) 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。
- (5) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。
- (6) 受注者は、入札前及び工事着手前に必ず現場確認を実施し、現場状況及び施工条件を十分把握したうえで施工を行うこと。

9 数量表

別図第1のとおり。

10 提出書類

契約相手方は、監督官の指示により、下表の適用に示す●印の書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	着工前 までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4	※	臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7	●	施工計画書（納入仕様書等を含む。）	その都度	1	任意
8	●	施工体制台帳		1	
9	※	打合せ書		1	定型
10	●	発生材報告及び発生材調書		1	
11	●	産業廃棄物管理票（A, B 2, D及びE票）の写し		1	任意
12	●	工事写真		1	
13	●	使用材料納品書又は出荷証明書		1	
14		試験等結果報告書等	完成後	1	定型
15	●	引渡書		1	
16	●	完成（完了）通知書	その都度	1	
17	※	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請		1	
18		仮設物設置許可申請書	必要時	1	
19		火気使用申請書		1	
20		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

注記3 完成検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

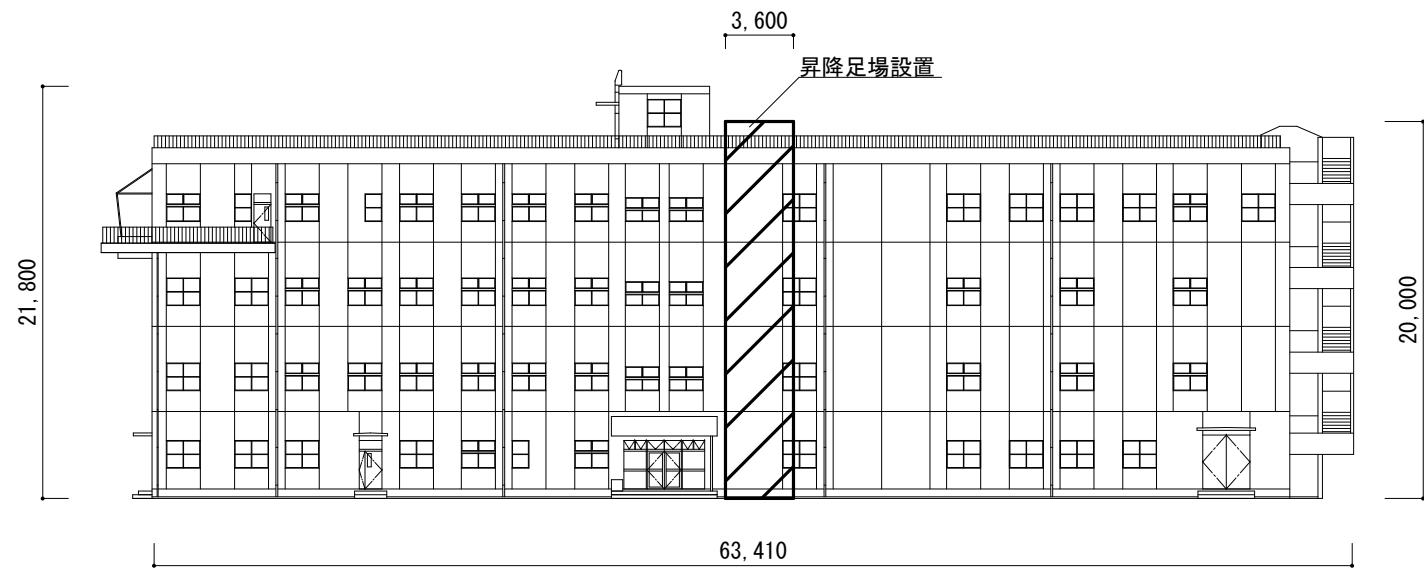


【00140屋上防水工事】 数量表

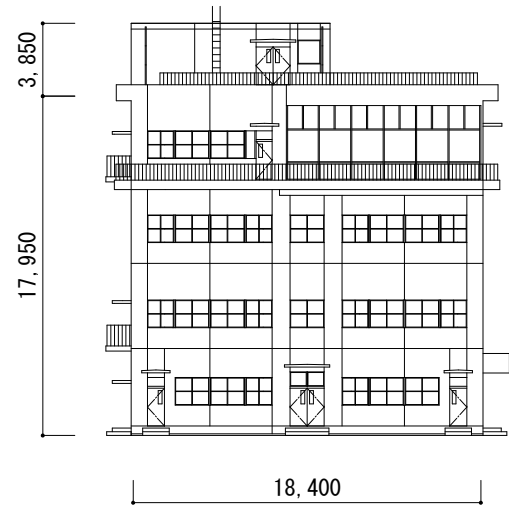
工事種別	工種	名 称	規格等	数量
建築工事	仮設	養生（屋上防水）	アスファルト防水（防水保護層共）	1147㎡
		整理清掃後片付け（屋上防水）	アスファルト防水（防水保護層共）	1147㎡
		昇降式足場	くさび緊結式足場	72㎡
	撤去	既存防水層撤去	アスファルト防水	25.26㎡
		ルーフﾍﾞｰﾙ撤去	鋳鉄製100φ	10か所
		押え金物撤去	W=30 再使用しない	73.8m
		ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去	W=25	230.2m
	防水	塗膜防水	ｱｸﾘﾙｺｰﾑ系塗膜防水（絶縁工法）	1022㎡
		塗膜防水	ｱｸﾘﾙｺｰﾑ系塗膜防水（密着工法）	255.5㎡
		下地調整	ｸﾚﾝ・清掃 全面ﾃﾞｯｷﾝｸﾞﾗﾝｼﾞ	1278㎡
		脱気筒	ｽﾃﾝﾚｽ製（任意の場所に取付）	13個
		ｼｰﾘﾝｸﾞ	MS-2変性ｼﾘｺｰﾝ(2成分系) W=25	230.2m
	金属	改修ﾙｰﾌﾞｰﾙ	改修用 100φ	10か所

※ 工法については、2成分反応型ｱｸﾘﾙｺｰﾑ屋根塗膜防水工法を基準とする。
それによりがたい場合は、同等又はそれ以上の工法とする。
防水材料の固形材は75%以上を基準とする。

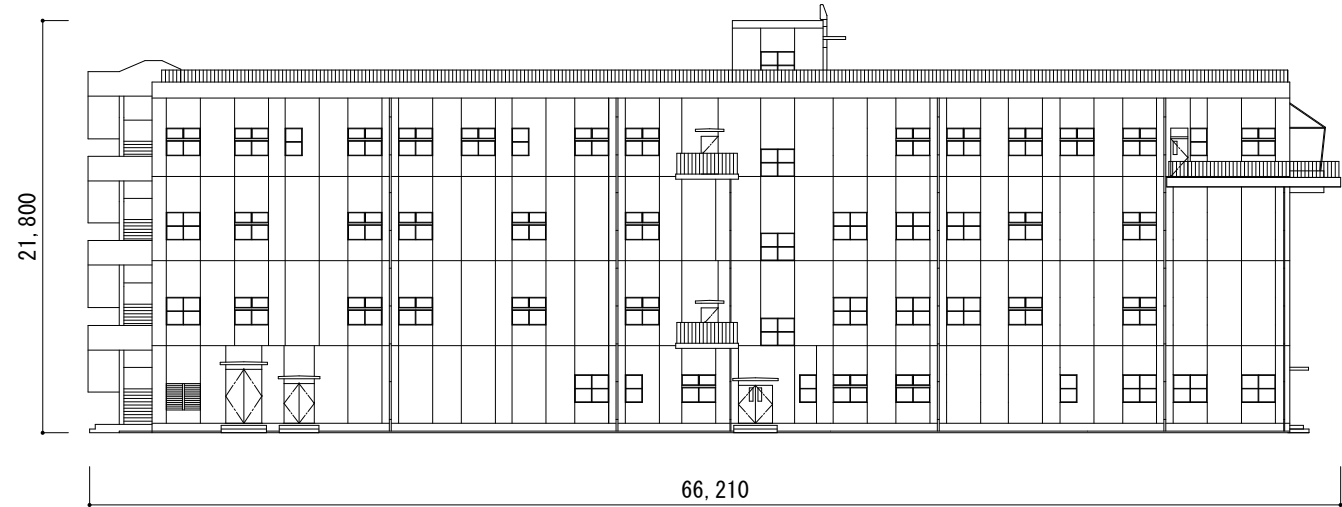
			関係者以外複製禁止	
令和8年6月10日	尺度 1/10000	件名	00140屋上防水工事	図番
		図面名称	施工場所案内図	1/4



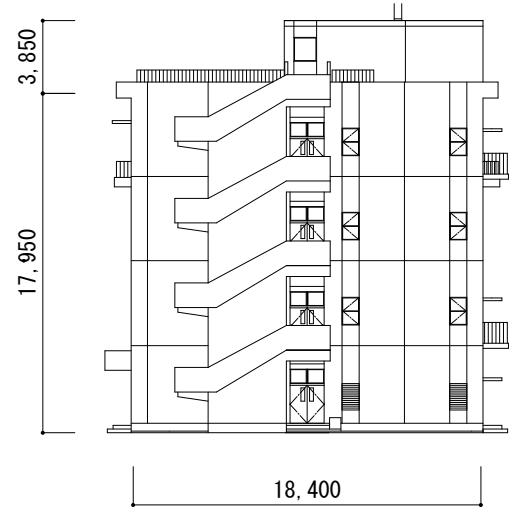
東側立面図



南側立面図



西側立面図

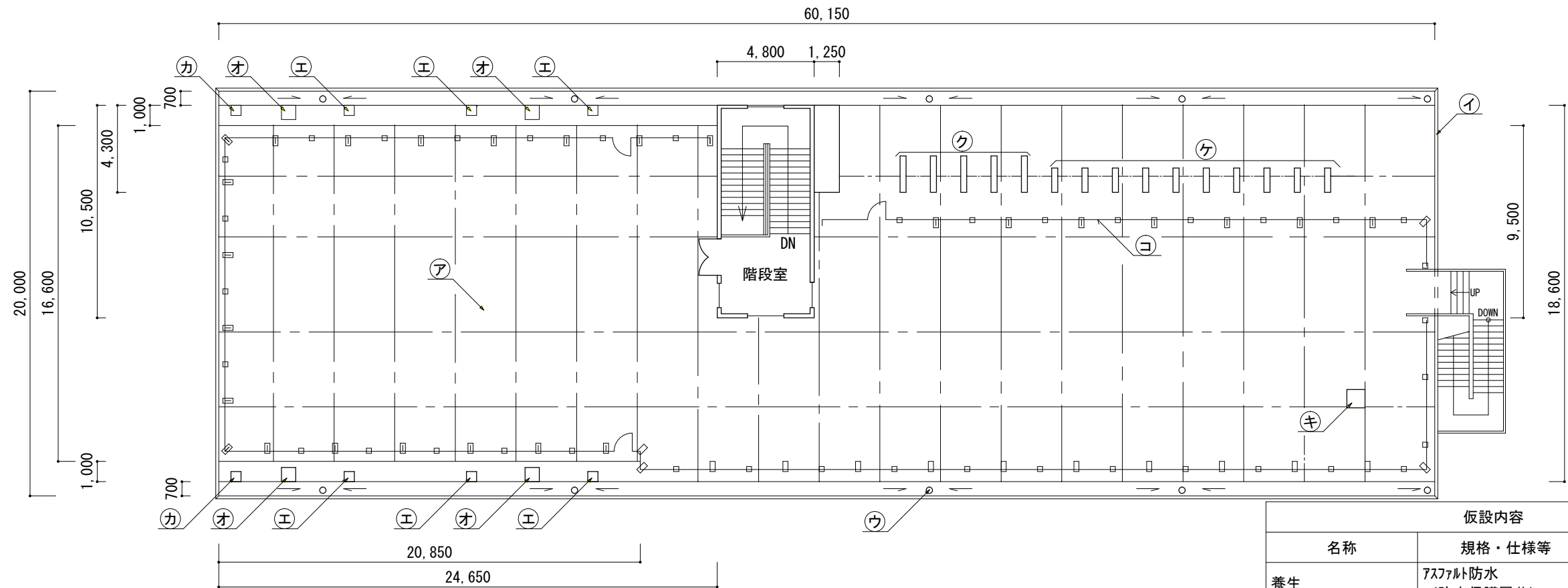


北側立面図

仮設内容			
名称	規格等	数量	備考
昇降用足場設置	くさび緊結式足場	72㎡	壁つなぎ、転落防止

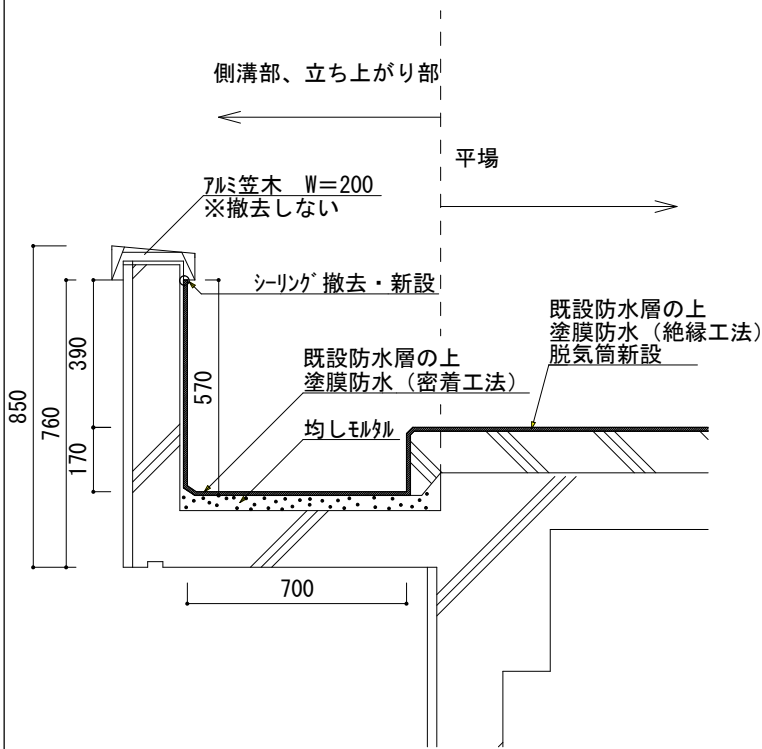
※ 設置場所については、基準であるため現地にて強固に設置できる場所を選定する。

		関係者以外複製禁止		
令和8年6月10日	尺度	件名	00140屋上防水工事	図番
	1/400			2/4
第1航空団基地業務群施設隊		図面名称	立面図	



施工場所平面図 1/250

仮設内容			
名称	規格・仕様等	数量	備考
養生	アスファルト防水 (防水保護層共)	1147㎡	
整理清掃後片付け	アスファルト防水 (防水保護層共)	1147㎡	



パラペット部詳細図 1/20

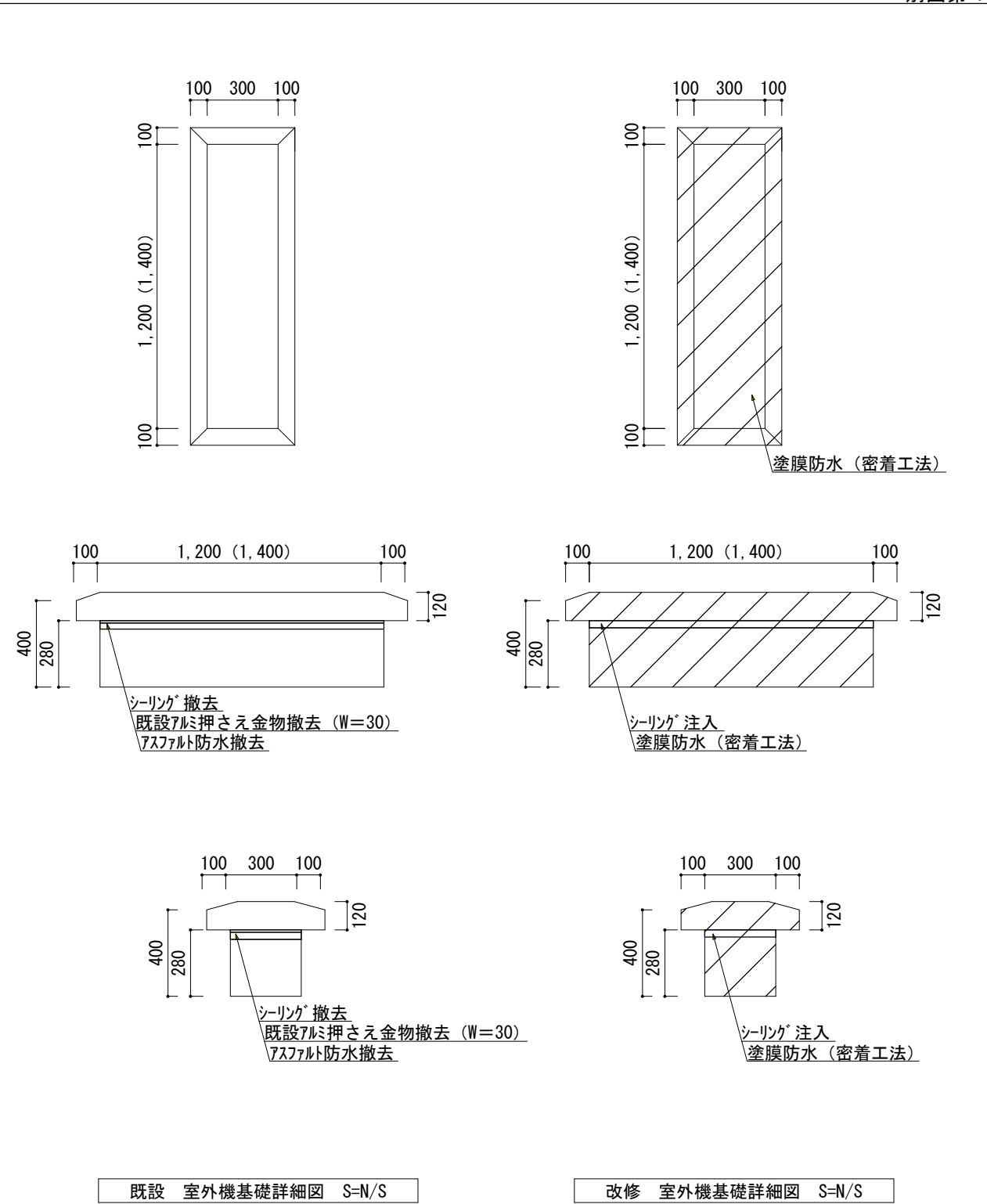
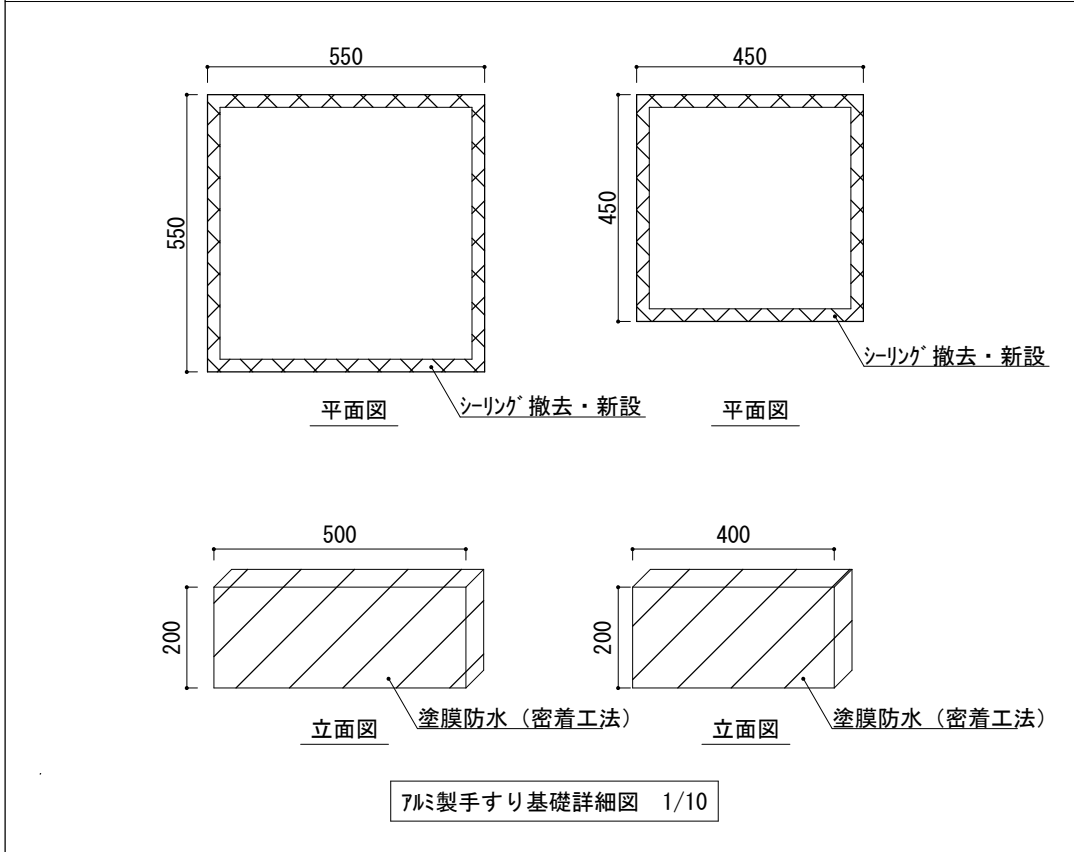
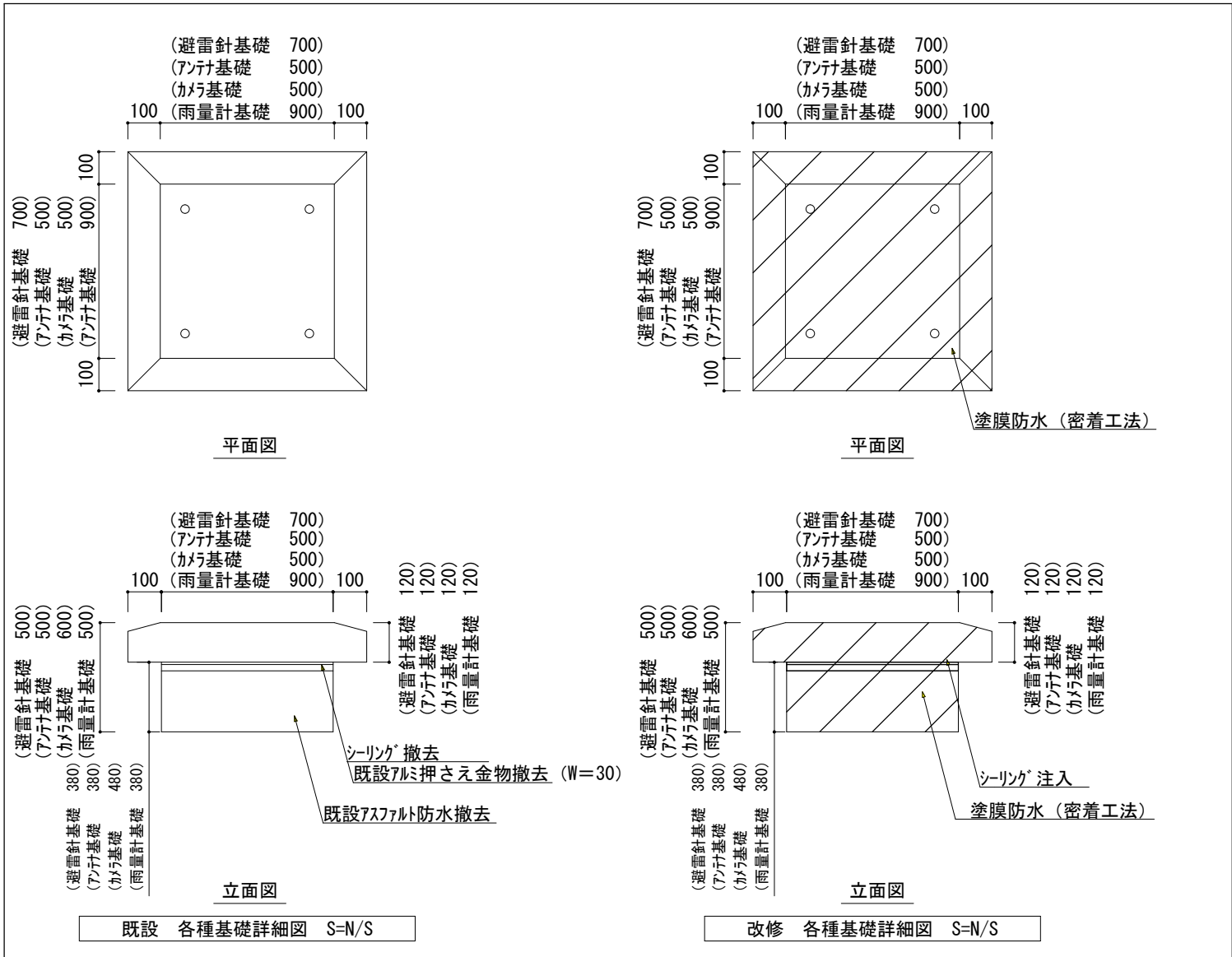
撤去内容			
名称	規格等	数量	備考
既存防水層撤去	アスファルト防水	25.26㎡	各種基礎廻り
ルフトレイン撤去	鋳鉄製100φ	10か所	
押え金物撤去	W=30 再使用しない	73.8m	各種基礎廻り
シーリング撤去	W=25	230.2m	

改修内容			
名称	規格等	数量	備考
塗膜防水	アクリルゴム系塗膜防水 絶縁工法	1022㎡	
塗膜防水	アクリルゴム系塗膜防水 密着工法	255.5㎡	
下地調整	ケレン・清掃 全面デッキブラシがけ	1278㎡	
脱気筒	ステンレス製(任意の場所へ取付)	13個	100㎡につき1個
シーリング	MS-2変成シリコン(2成分形) W=25	230.2m	
改修ルフトレイン	改修用 100φ	10か所	

※ 工法については、2成分反応型アクリルゴム屋根塗膜防水工法を基準とする。
それによりがたい場合は、同等又はそれ以上の工法とする。
防水材の固形材は75%以上を基準とする。

符号	名 称	規格・仕様等
ア	平場	下地調整(既設下地 アスファルト防水(A-2)水勾配1/100 押えコンクリートt=80) 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 絶縁工法)
イ	立上り部 パラペット	下地調整(既設下地 アスファルト防水(D-2))、アルミ笠木(撤去しない) 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 密着工法)
ウ	ルフトレイン	鋳鉄製100φ×10か所 撤去 鋳鉄製100φ×10か所 新設
エ	アンテナ基礎	下地調整、500×500×600(丸環付き)、6か所 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 密着工法)
オ	避雷針基礎	下地調整、700×700×500(丸環付き) 4か所 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 密着工法)
カ	カメラ基礎	下地調整、500×500×600(丸環付き) 2か所 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 密着工法)
キ	雨量計基礎	下地調整、900×900×600 1か所 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 密着工法)
ク	室外機用 コンクリート基礎	下地調整、1,400×300×500 5か所 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 密着工法)
ケ	室外機用 コンクリート基礎	下地調整、1,200×300×500 10か所 塗膜防水(アクリルゴム系塗膜防水 密着工法)
	脱気筒	ステンレス製(任意の場所へ取付)
コ	アルミ製手すり基礎	基礎廻りシーリング撤去、塗膜防水 W=25、500角:40個 400角:38個 基礎廻りシーリング新設、塗膜防水 W=25 500角:40個 400角:38個

関係者以外複製禁止			
令和8年6月10日	尺度 図示	件名	00140屋上防水工事
	第1航空団基地業務群施設隊	図面 名称	平面図・詳細図
図番 3/4			



関係者以外複製禁止			
令和 8 年 6 月 1 0 日	尺度 図示	件名	0 0 1 4 0 屋上防水工事
	第 1 航空団基地業務群施設隊	図面 名称	詳細図
			図番 4/4